

5  
2026

# 人事・労務に役立つ NEWS LETTER

## 月刊くろうど



2026年5月号

May No. 108

### もくじ

「令和8年度の現物給与の価額」が決定 令和8年10月からの変更点も	・・・2
令和8年4月からの健康保険の被扶養者の認定 年間収入の取扱いの変更	・・・3
令和8年度税制改正 「所得税法等の一部を改正する法律」が成立	・・・4
令和8年度の雇用・労働分野の助成金全体のパンフレット簡略版を公表	・・・5
令和8年度雇用保険の保険料率 前年度から1,000分の1（0.1%）引下げ	・・・6
小規模事業場ストレスチェック制度実施マニュアルの周知用リーフレット	・・・7
人事労務の統計指標	・・・8
ゆんたくひんたく	・・・9
営業日のお知らせなど	・・・10



クラウド社会保険労務士事務所

〒720-0067  
広島県福山市西町二丁目 8-27  
ポートビル 4F

TEL:084-983-1198  
FAX:084-983-1197  
e-mail:info@kuroudo-sr.com  
<https://www.kuroudo-sr.com>

# 「令和8年度の現物給与の価額」が決定 令和8年 10月からの変更点も

健康保険、船員保険、厚生年金保険及び労働保険においては、現物給与の価額を厚生労働大臣が定めることとされていますが、現物給与の価額をより現在の実態に即したものとするため、本年4月1日から、食事で支払われる報酬等に係る現物給与の価額が改正されています。

また、本年10月1日から、住宅で支払われる報酬等に係る現物給与の価額が改正（その算定の仕方も改正）されます。

現物給与として処理している食事・住宅がある企業では、必ずチェックしておく必要があります。

お声掛けくだされば、現物給与の価額の一覧表をご用意いたします。本年10月からの住宅で支払われる報酬等に係る現物給与の価額の改正の詳細についても、気軽にお尋ねください。



## 現物給与の価額の改正（令和8年4月または10月～）

赤字が改正箇所

（単位：円）

都道府県名	食事で支払われる報酬等					【R8.9.30まで】 1人1月当たりの住宅 の利益の額（畳一畳に つき）	【R8.10.1から】 1人1月当たりの 住宅の利益の額 （総面積1平方 メートルにつき）	その他の 報酬等
	1人1月当た りの食事の額	1人1日当た りの食事の額	1人1日当た りの朝食のみ の額	1人1日当た りの昼食のみ の額	1人1日当た りの夕食のみ の額			
1 北海道	25,500	850	210	300	340	1,110	530	
2 青森	24,300	810	200	280	330	1,040	460	
3 岩手	24,600	820	210	290	320	1,110	520	
4 宮城	24,600	820	210	290	320	1,520	680	
5 秋田	24,600	820	210	290	320	1,110	490	
6 山形	25,200	840	210	290	340	1,250	540	
7 福島	24,300	810	200	280	330	1,200	540	
8 茨城	24,300	810	200	280	330	1,340	600	
9 栃木	24,300	810	200	280	330	1,320	590	
10 群馬	23,700	790	200	280	310	1,280	550	
11 埼玉	24,300	810	200	280	330	1,810	840	
12 千葉	24,900	830	210	290	330	1,760	830	
13 東京	25,500	850	210	300	340	2,830	1,330	
14 神奈川	25,200	840	210	290	340	2,150	1,010	
15 新潟	24,600	820	210	290	320	1,360	580	
16 富山	24,900	830	210	290	330	1,290	560	
17 石川	25,200	840	210	290	340	1,340	580	
18 福井	25,500	850	210	300	340	1,220	540	
19 山梨	24,300	810	200	280	330	1,260	560	
20 長野	23,700	790	200	280	310	1,250	560	
21 岐阜	24,300	810	200	280	330	1,230	540	
22 静岡	24,300	810	200	280	330	1,460	650	時 価
23 愛知	24,300	810	200	280	330	1,560	710	
24 三重	24,900	830	210	290	330	1,260	580	自社製品
25 滋賀	24,600	820	210	290	320	1,410	640	通勤定期
26 京都	25,200	840	210	290	340	1,810	830	券
27 大阪	24,600	820	210	290	320	1,780	820	など

# 令和8年4月からの健康保険の被扶養者の 認定 年間収入の取扱いの変更を再確認

被扶養者としての届出に係る者（以下「認定対象者」といいます）の年間収入については、認定対象者の過去の収入、現時点の収入または将来の収入の見込みなどから、今後1年間の収入の見込みにより判定されていましたが、令和8年4月からは、「労働契約で定められた賃金から見込まれる年間収入」により判定することとされました（他の収入がある場合を除きます）。

その留意点を、今一度確認しておきましょう。

## 変更後の年間収入の取扱いの 基本的な留意点

☑ 労働契約段階で見込まれる収入を用いて被扶養者の認定を行うため、労働契約に明確な規定がなく労働契約段階では見込み難い時間外労働に対する賃金等（臨時収入）は、被扶養者の認定における年間収入に含まれないこととなります。

☑ 保険者が労働契約の内容によって被扶養者の認定を行う場合は、労働基準法第15条の規定に基づき交付される「労働条件通知書」等の労働契約の内容が分かる書類の添付及び当該認定対象者に「給与収入のみである」旨の申立てを求めることにより確認することとされています。

なお、この申立ては、被扶養者（異動）届の「扶養に関する申立書」欄に認定対象者本人が記載する方法や、被扶養者（異動）届の添付書類として認定対象者本人が作成した「給与収入のみである」旨の申立書を添付する方法などにより行うこととされています。

☑ 労働契約の更新が行われた場合や労働条件に変更があった場合（以下「条件変更」といいます）には、保険者は、当該内容に基づき被扶養者に係る確認を実施することとし、条件変更の都度、当該内容が分かる書面等の提出を求めるとされています。

☑ 給与収入以外に他の収入（年金収入や事業収入等）がある場合における当該給与収入を含む年間収入の取扱いについては、これまでどおりの取扱いとなります。

☑ 金額の基準（年間収入が「原則として130万円未満（一定の場合は180万円未満又は150万円未満）」であることなど）に変更はありません。

実務においては、認定対象者が複数の事業所で勤務している場合はどうすればよいかなど、迷うことがでてくると考えられます。

そのようなときは、気軽にお声掛けください。



# 令和8年度税制改正

## 「所得税法等の一部を改正する法律」が成立

令和8年3月末日、令和8年度税制改正の大綱の内容を盛り込んだ「所得税法等の一部を改正する法律」が成立し、関係政令などとあわせて公布されました。どのような改正が行われるのか？ 給与等からの所得税の源泉徴収事務（年末調整・月次の源泉徴収）に関連するものを確認しておきましょう。



### 令和8年度税制改正

給与等からの所得税の源泉徴収事務に関連するものは？

- 「所得税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第12号）」による改正  
物価高への対応の観点から、物価上昇に連動して基礎控除の額等を引き上げるほか、就業調整に対応するとともに、中低所得者に配慮しつつ、所得税の課税最低限を178万円まで特例的に先取りして引き上げる。  
(令和8年12月1日または令和9年1月1日施行)

……昨年（令和7年分）の年末調整の際に引き上げられた基礎控除額や給与所得控除額などが、今年（令和8年分）の年末調整の際にさらに引き上げられます。

- 「所得税法施行令の一部を改正する政令（令和8年政令第93号）」による改正  
通勤のため自動車などの交通用具を使用している給与所得者（従業員）に支給する通勤手当の非課税限度額について、次のような改正を行う。
  - ・通勤距離が片道65km以上の人の非課税限度額を引き上げる。
  - ・一定の要件を満たす駐車場等を利用し、その料金を負担することを常例とする人の1か月当たりの非課税限度額については、その通勤距離の区分に応じた非課税限度額に1か月当たりのその駐車場等の料金相当額（上限5,000円）を加算した金額とする。  
(令和8年4月1日施行)

- 「所得税基本通達の制定について（法令解釈通達）」の改正  
使用者（会社）からの食事の支給により受ける経済的利益について所得税が非課税とされる当該食事の支給に係る使用者（会社）の負担額の上限を、「月額3,500円」から「月額7,500円」に引き上げる。  
(令和8年4月1日適用)

詳しい内容については、気軽にお尋ねください。なお、今年（令和8年分）の年末調整に影響する基礎控除額や給与所得控除額などの見直しについては、今後、機をみて、連載してお伝えします。

# 令和8年度の雇用・労働分野の助成金 全体のパンフレット簡略版などを公表

令和8年度を迎え、厚生労働省から、「令和8年度 雇用・労働分野の助成金のご案内（簡略版）」、「雇用関係助成金ごとのパンフレット（詳細版）」などが公表されました。

お声掛けいただければ、パンフレットの全文をご紹介します。

詳細の説明・アドバイスなどもお任せください。

## 令和8年度 雇用・労働分野の助成金のご案内（簡略版）の表紙

事業主の方へ

このパンフレットの内容は令和8年4月8日時点のものです

### 令和8年度 雇用・労働分野の助成金のご案内 （簡略版）

<b>I 雇用関係助成金のご案内</b>	
～雇用の安定のために～	
● 「雇用関係助成金」検索表	… P. 3
● 雇用関係助成金の概要	… P. 7
● 雇用関係助成金のお問い合わせ先	… P.21
<b>II 労働条件等関係助成金のご案内</b>	
～労働条件の改善のために～	
● 労働条件等関係助成金の概要	… P.23
● 労働条件等関係助成金のお問い合わせ先	… P.26



雇用関係助成金・労働条件等関係助成金に要する費用は、基本的には、事業主の方々が負担する雇用保険の保険料（雇用保険率のうち、一般の事業では1,000分の3.5の部分）・労災保険の保険料で賄われています。

保険料を負担しているわけですから、活用できる助成金があるのなら、活用したいところです。

まずは、簡略版で、最新の内容を確認してみたいかがでしょうか？

# 令和8年度の雇用保険の保険料率 前年度から 1,000 分の1(0.1%)引下げ

令和8年度の雇用保険の保険料率について、令和7年度から1,000分の1(0.1%)の引き下げとなる予定であることはお伝えしましたが、その予定のとおり決定されています。

簡単に、被保険者と事業主の負担の内訳を整理しておきます。

本年4月以降に支払う賃金から控除する雇用保険の保険料(被保険者負担分)の額が変更されているか、今一度確認しておきましょう。



## 令和8年度の雇用保険の保険料率

### ●令和8年度の雇用保険の保険料率と負担の内訳

(赤字は変更部分)

事業の種類	負担者	① 労働者負担 (失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率のみ)	② 事業主負担		①+② 雇用保険料率
			失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率	雇用保険二事業 の保険料率	
一般の事業		<b>5/1,000</b>	<b>8.5/1,000</b>	5/1,000 3.5/1,000	<b>13.5/1,000</b>
(令和7年度)		5.5/1,000	9/1,000	5.5/1,000 3.5/1,000	14.5/1,000
農林水産・※ 清酒製造の事業		<b>6/1,000</b>	<b>9.5/1,000</b>	6/1,000 3.5/1,000	<b>15.5/1,000</b>
(令和7年度)		6.5/1,000	10/1,000	6.5/1,000 3.5/1,000	16.5/1,000
建設の事業		<b>6/1,000</b>	<b>10.5/1,000</b>	6/1,000 4.5/1,000	<b>16.5/1,000</b>
(令和7年度)		6.5/1,000	11/1,000	6.5/1,000 4.5/1,000	17.5/1,000

(枠内の下段は令和7年4月～令和8年3月の雇用保険料率)

※ 園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖および特定の船員を雇用する事業については一般の事業の率が適用されます。

# 小規模事業場ストレスチェック制度 実施マニュアルの周知用リーフレットを公表

令和7年5月に公布された改正労働安全衛生法による「労働者数50人未満の事業場におけるストレスチェックの実施の義務化（施行期日は公布後3年以内に政令で定める日）」を踏まえ、令和8年2月に「小規模事業場ストレスチェック制度実施マニュアル」が作成されましたが、この度、厚生労働省から、そのマニュアルの周知用リーフレットと概要版（スタートガイド）が公表されました。

まずは、「周知用リーフレット」で全体像を確認し、「概要版（スタートガイド）」をご覧ください。

必要であれば、気軽にお声掛けください。これらをダウンロードできるサイトのURLなどをお伝えします。内容の説明もお任せください。



「小規模事業場ストレスチェック制度実施マニュアル」の周知用リーフレット

労働者数50人未満の事業者の皆さまへ

## ストレスチェック が義務になります！

ストレスチェックは、2015年から、労働安全衛生法において実施が義務付けられています。（労働者数50人未満の事業場は、当分の間努力義務とされていました。）

今般、2025年5月に公布された改正労働安全衛生法により、労働者数50人未満の事業場にもストレスチェックの実施が義務化されました。（施行期日は公布後3年以内に政令で定める日）



ストレスは見えません。  
チェックしましょう。

「小規模事業場ストレスチェック制度実施マニュアル」は、50人未満の事業場に即した、労働者のプライバシーが保護され、現実的で実効性のある実施体制・実施方法を示したものです。

現在、ストレスチェックを導入していない場合は、いずれ義務化されることなので、なるべく早く導入することを考えたほうがよいでしょう。

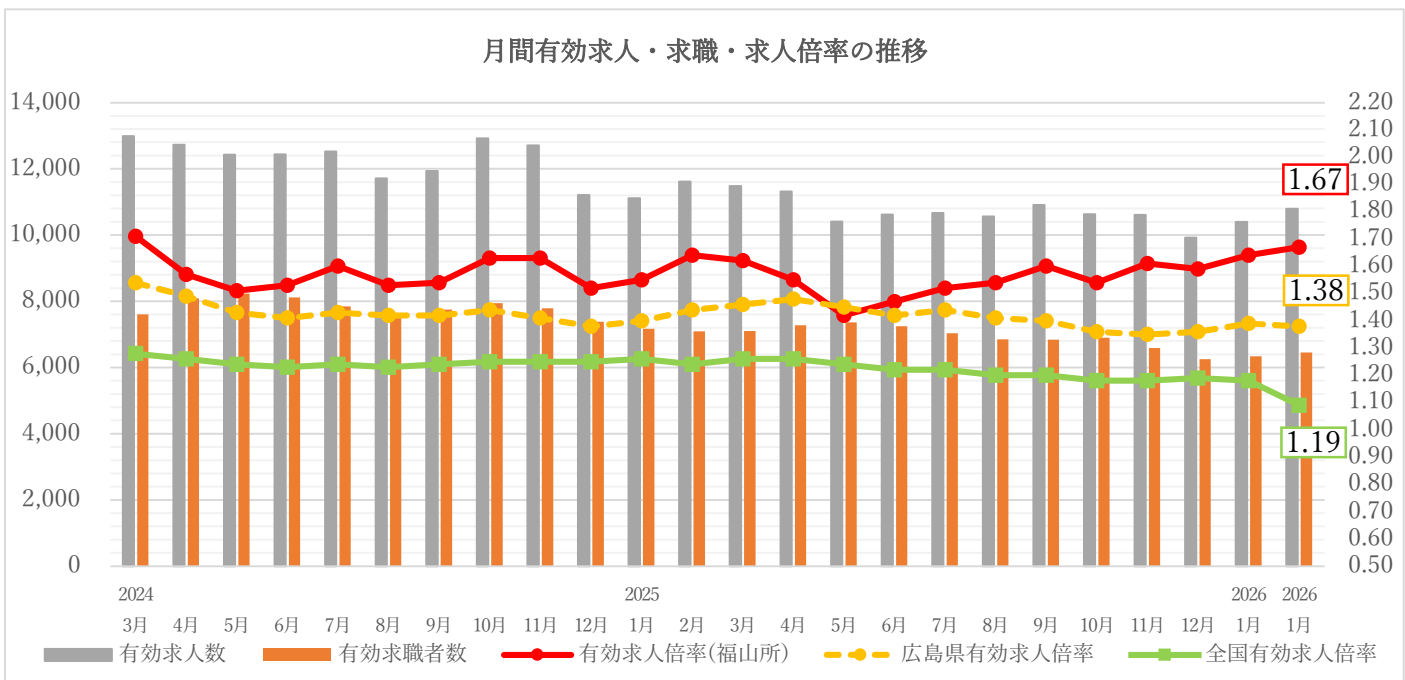
導入の際に役立つように作成されたのが、このマニュアルです。

# 人事労務の統計指標

## 労働関係指標 (2026年2月)

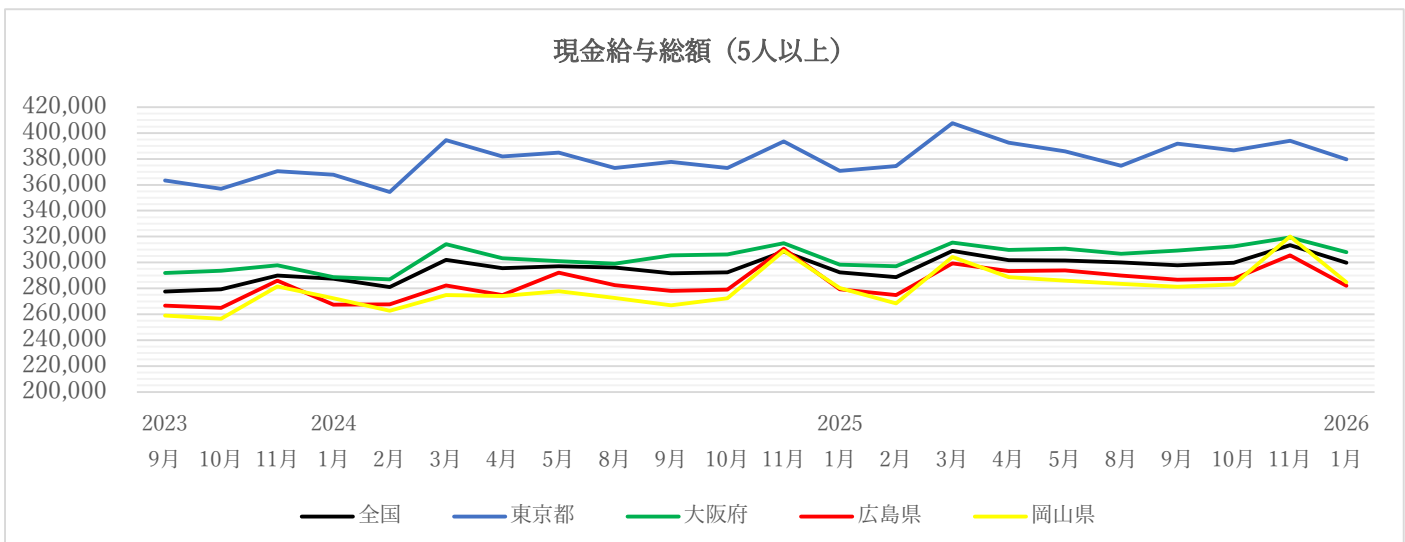
有効求人倍率 (季節調整値※)	全国	1.19倍	有効求人数	全国	2,330,515人	有効求職者数	全国	1,854,011人
	広島県	1.38倍		広島県	58,022人		広島県	42,004人
	福山市	1.67倍		福山市	10,796人		福山市	6,456人

※ 季節調整値：前月からの変化を適切に捉えるため、季節変動の影響を除いた数値（原数値から季節変動を除去した結果数値）



## 定期給与 現金給与総額 (2026年1月)

全国	東京都	大阪府	広島県	岡山県
299,768円	379,610円	307,887円	281,882円	284,617円



参考：毎月勤労統計調査（全国調査・地方調査） 結果の概要 | 厚生労働省 (mhlw.go.jp) 他 <https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/30-1a.html>

## ゆんたくひんたく

新緑が鮮やかに芽吹き、爽やかな風が心地よい季節となりました。

さて、4月から息子が小学生になりました。毎日楽しそうに通っている様子に、ひとまず安心しています。今後、楽しいことはたくさんあると思いますが、元気に6年間を過ごしてくれるよう願っています。

新生活をスタートさせた息子の偉い、私も新しいことを始めてみることにしました。そこで思いついたのが、オーディオブックを聴くことでした。30日間無料体験ができることもあり、オーディオブック聴き放題プランに加入し、ワイヤレスイヤホンを購入。通勤時間の聴くことからスタートしました。

始める前は聴くだけで内容が理解できるのか（読む場合であれば知らない言葉でも漢字から意味を推測できたりするの）、不安に思っていたのですが、意外とずんばり身に聴くことに慣れてきました。そこからは家事の時間や寝かしつけの時間を利用して2日で1作品へスズで聴いています。

オーディオブック生活を楽しくしている最中ですが、一つ残念に感じていることがあります。それはオーディオブックに慣れてしまうと本を読むことのハードルがかなり下がってしまったことです。気になる作品がたまに聴き放題対象外の作品であったため、どうせ購入するならば取りたいと思い、書籍の方も購入することにしました。しかしなかなか読み進めることができず、結局オーディオブックも購入するのめりになってしまいました。

オーディオブックは今の私の生活にとっても合っているのですが、手にはいつか「好きな飲み物を片手に読書に浸る」、そんな素敵な時間を過ごしたいと考えています。

(田部)

## [ 今月のお知らせ ]

## 営業日のお知らせなど

2026						
5 May						
Sun	Mon	Tue	Wed	Thu	Fri	Sat
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						



赤文字の日、及び青文字の日は休みとさせていただきます。

お仕事  
カレンダー  
5月

- |      |  |
|------|--|
| 5/11 | ● 4月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付  |
| 5/15 | ● 障害者雇用納付金の申告と納付期限 ● 障害者雇用調整金の申請期限   |
| 6/1  | ● 4月分健康保険料・厚生年金保険料の納付<br>● 3月決算法人の確定申告と納税・9月決算法人の中間申告と納税（決算当日まで）<br>● 自動車税（都道府県の指定日まで）・軽自動車税の納付（市町村の指定日まで） |